

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……… (税務課) 1

規 則

北海道税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第139号

北海道税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道税条例の一部を改正する条例 (平成16年北海道条例第76号) 附則第1項第4号に掲げる規定の施行期日は、平成16年12月30日とする。

育てよう一人一人の人權意識く身近なことから人權を考えてみませんか

